

災害時における岐阜大学関連病院間の相互支援に関する協定

岐阜大学関連病院長会の参加病院（以下「協定病院」という。）は、災害時における病院間の相互支援に関し、次のとおり協定を締結する。

第1条 本協定は、岐阜大学関連病院長会の賛同により、地震・台風等による災害及び不慮の事故等が発生し、協定に参加する被災病院（以下「被災病院」という。）独自では十分に患者の身体、生命の安全等の応急措置に対応できない場合において、他の協定病院（以下「協力病院」という。）から被災病院に対し、支援を円滑に遂行するために必要な事項について定めるものとする。

第2条 協力病院が行う支援（以下「支援」という。）の内容は、災害の発生直後から概ね2週間程度の初期対応を中心に次のとおりとする。

(1)医療機器、医薬品、食料その他応急物資の援助措置

(2)医師、看護師、医療スタッフその他の人員派遣措置

(3)前2号に定めるもののほか、患者の移送等も含め協定被災病院から特に要請のあった事項

第3条 被災病院は、協力病院に対し、次の事項を明らかにして、取りあえず電話等により支援の要請を行うものとし、事後において速やかにその内容を文書により協力病院に通知するものとする。

(1)被害の状況

(2)前条各号に掲げるものの品名、数量、職種別人員

(3)支援の場所及び支援の場所への経路

(4)支援の期間

(5)前各号に掲げるもののほか、必要な事項

第4条 支援に要する経費の負担は、関連する協定病院で別途協議の上、決定するものとする。

第5条 協定病院は、あらかじめ相互支援に関するそれぞれの連絡担当部署を定め、災害が発生した場合には、速やかに相互に連絡するものとする。

第6条 協定病院は、この協定に基づく支援が円滑に行われるよう、定期的に岐阜大学関

連病院長会議（以下「病院長会議」という。）を開催するとともに、必要に応じ岐阜大学関連病院事務長会議（以下「事務長会議」という。）を開催するものとする。

第7条 本協定に定めがない事項及びこの協定に疑義が生じた場合には、その都度、病院長会議で協議して定めるものとする。

2 本協定の実施に関し必要な事項は、事務長会議で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、協定病院は署名の上、正本の写し1通を保管するものとする。なお、正本は岐阜大学医学部附属病院が保管する。

平成24年12月3日

朝日大学歯学部附属村上記念病院

病院長

大橋宏重

一宮市立木曽川市民病院

病院長

大山正巳

犬山中央病院

病院長

竹脇昭道

岩砂病院・岩砂マタニティ

病院長

長野俊彦

海津市医師会病院

病院長

今井龍幸

笠松病院

病院長

山本昌督

木沢記念病院

病院長

北島康雄

岐阜労働者医療協会 みどり病院

病院長

松井一樹

岐阜県総合医療センター

病院長

渡辺佑知郎

岐阜市民病院

病院長

須田繁一

岐阜赤十字病院

病院長

伊村重徳

岐阜大学医学部附属病院

病院長

岩崎道彦

岐阜中央病院

病院長

程間敏彦

郡上市民病院

病院長

片桐義文

県立下呂温泉病院

病院長

山森積雄

厚生連岐北厚生病院

病院長

齋藤公志郎

厚生連西美濃厚生病院

病院長

飯田辰美

国保関ヶ原病院

病院長

瀬戸古章

国立病院機構長良医療センター

病院長

上野陽一郎

市立金山病院

病院長

古田智彦

市立美濃病院

病院長

阪本研一

須田病院

病院長

川越信昭

関中央病院

病院長

齋藤雅也

多治見市民病院

病院長

山田昌夫

博愛会病院

病院長

塙田昌明

厚生連揖斐厚生病院

病院長

塙本達夫

厚生連中濃厚生病院

病院長

林勝紀

国保白鳥病院

病院長

木村美濃

国立病院機構豊橋医療センター

病院長

市原透

澤田病院

病院長

経営公司

市立長浜病院

病院長

多暨俊明

新生病院

病院長

今村健

鷺見病院

病院長

高木幸浩

高山赤十字病院

病院長

棚橋忍

近石病院

病院長

近石登喜雄

羽島市民病院

病院長

大角幸男

平野総合病院

病院長

高田信幸

松浦病院

病院長

猿賀敬

松波総合病院

病院長

山北宣由

山内ホスピタル

病院長

山内英通

和光会 山田病院

病院長

吳屋惠